(案)

第4次地域管理経営計画書

(那珂川森林計画区)

自 平成23年4月1日

計画期間 至 平成28年3月31日

関東森林管理局

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に平成10年度から抜本的な改革を推進してきたところである。管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、事業の民間委託の推進、組織機構の再編整備、職員数の適正化等により事業実施体制の効率化を推進するとともに、一般会計繰入を前提とした会計制度にするなどの財政の健全化や、地球温暖化防止のための間伐を推進するなど、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めていくための基礎を築いてきたところである。

平成13年度には、森林・林業基本法に基づき森林・林業基本計画が策定され、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展を基本理念として施策を計画的に推進してきたところである。

また、その後の森林及び林業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、利用可能な資源の充実、 森林に対する国民の要請の多様化、木材需要構造の変化等に対応するため、平成18年9 月に新たな森林・林業基本計画が策定されたところである。

このような中で、平成20年12月には、国有林野の管理経営の基本方針を明らかにする「国有林野の管理経営に関する基本計画」が新たに策定され、①公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進、②森林の流域管理システムの下での管理経営、③国民の森林としての管理経営、④地球温暖化防止対策の推進、⑤生物多様性の保全について、進めていくこととしている。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律第6条第1項の規定に基づいて、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、関東森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、森林法で定める国有林の森林整備・保全に関する計画である国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の那珂川森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めた計画である。

今後、那珂川森林計画区における国有林野の管理経営は、この計画に基づき、関係行政機関と連携を図りつつ、地域住民の理解と協力を得ながら適切に行うこととする。

那珂川森林計画区の国有林野位置図



目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・]
1 国有林野の管理経営の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 計画区の概況	
(2) 国有林野の管理経営の現況・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
ア 計画区内の国有林野の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
イ 主要施策に関する評価	•• 4
① 伐採量	
② 更新量	
③ 保護林・緑の回廊・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
④ レクリエーションの森	
(3) 今後の管理経営の考え方(持続可能な森林経営の実施方向)	
ア 生物多様性の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
イ 森林生態系の生産力の維持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
ウ 森林生態系の健全性と活力の維持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
エ 土壌及び水資源の保全と維持等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維	
及び増進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済	
(4) 政策課題への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2 機能類型に応じた管理経営に関する事項······	
(1)機能類型毎の管理経営の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
ア 水土保全林における管理経営に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
① 国土保全タイプ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
② 水源かん養タイプ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
イ 森林と人との共生林における管理経営に関する事項・・・・・・	
① 自然維持タイプ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
② 森林空間利用タイプ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
ウ 資源の循環利用林における管理経営に関する事項········ (2)地域ごとの機能類型の方向····································	
w. N. C. C. C.	
ア 八溝地区····································	
カ 塩原地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
エ 高原地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
- 同原地区 3 流域管理システムの推進に必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4 主要事業の実施に関する事項	
4 主要事業の美地に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 更新総量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3) 保育総量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4) 林道の開設及び改良の総量	
\ \(\dot\) \(\do\) \(\dot\) \(\dot\) \(\dot\) \(\dot\) \(\dot\) \(\dot\) \(

Π	- 14 11 14 10 14 17 14 17 18 47 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	19
	1 巡視に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	(1) 山火事防止等の森林保全管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	(2) 境界の保全管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	(3) 入林マナーの普及・啓発	19
	2 森林病害虫の駆除又はそのまん延防止に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	3 特に維持及び保存を図るべき森林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	(1) 保護林	20
	ア 林木遺伝資源保存林·····	20
	イ 植物群落保護林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	(2)緑の回廊・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	ア 日光・吾妻山地緑の回廊・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	イ 緑の回廊の維持・整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	ウ 緑の回廊の管理に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	4 その他必要な事項····································	24
	(1) 野生生物による剥皮(樹皮剥ぎ)に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24 24
	(2) オオタカ等の生息に関する事項····································	24
	(3) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
Ш	林産物の供給に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
111	1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	2 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
		20
IV	国有林野の活用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
1.1	1 国有林野の活用の推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	2 国有林野の活用の具体的手法	26
	3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	۷ ۱
1 7	国民会加に トス本社の軟件に関する東西	28
V		
		28
		29
	3 その他必要な事項····································	29
	(1) 森林環境教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
	(2)森林の整備・保全等への国民参加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
.		. .
VI	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
	1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
	(1) 林業技術の開発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
	(2) 林業技術の指導・普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
	2 地域の振興に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31

森林の管理経営に関する指針・・・・・・・・・・ 別冊

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

1 国有林野の管理経営の基本方針

(1) 計画区の概況

本計画の対象は、栃木県北東部に位置する那珂川森林計画区 **内の国有林野41千haであり、当森林計画区の森林面積の 31%を占めている。

当計画区は、中央部を流れる那珂川本流が蛇尾川、箒川、 荒川、武茂川等を合わせて南流し、太平洋にそそいでいる。国 有林野は主に西部の那須山地東面、東部の八溝山地西面に広が り、那珂川本流、蛇尾川、箒川、荒川及びその各支流の源流部 等の重要な水源地帯に位置している。

林況*は、林地面積の65%がブナやミズナラなどを主とする天然林、35%がスギを主とする人工林である。また、活火山の茶臼岳周辺等には岩石地や荒廃地が点在し、その西麓にはハイマツやシャクナゲ等の高山植物が見られ、中大倉山西面にはシロヤシオの群生地があり、美しい景観を呈している。

当計画区内は、東部の八溝地区や南西部の高原地区など木材 生産の盛んな地区があるのに対し、北部から西部にかけて自然 度の高い森林が広範に分布するなど多様な森林で構成されてい る。

豊かな森林景観等を背景に、「日光国立公園」や「大佐飛山自然環境保全地域」、「南高原県立自然環境保全地域」及び「八溝県立自然公園」に指定されている。

また、水源かん養保安林*が国有林野面積の78%に達し、 那珂川周辺の生活用水や農業用水などの水がめとして重要な役 割を担うとともに、保健、土砂流出防備保安林等に指定され、 地域社会を守る重要な役割を果たしている。

さらに、茶臼岳にはロープウェーが設置され、気軽に登山が楽しめるなど、首都圏に比較的近く、登山、散策、スキー等、森林を利用したレクリエーションや保健休養の場として四季を通じて多くの人々に利用されている。

このほか、那須街道アカマツ林など地域住民のいこいの場と しても利用されている森林も多い。

木材加工業は、県内の約3割の工場が当計画区内にあり、その多くが中小規模である。しかし、八溝地区や高原地区から産出される木材は、「とちぎ八溝材」、「とちぎ高原材」のブランドとして知られ、市場においても高い評価を得ていることなどを背景に、近年、乾燥材や短材加工までを含めた全国的にも有数な大規模製材工場も稼動している。

*【那珂川森林計画区】

全国では 158 の森林 計画区があり、栃木県 では、那珂川、鬼怒川 渡良瀬川の3森林計画 区に区画されています。

*【林況】

樹種、樹高、下層植生 (森林の下層に生育している低木や草本類)の状況など、現在の森林の様子。

*【保安林制度】

保安林制度は、森林の有する水源のかん養、災害の防止、生活のかんでいた。 の保全・形成の発症を特にない。 の機能を特にる森はといる。 を林として保をないないです。 を本体には増進をでいる。 にの維持能をできる。 にの維持能をできる。 にのは、よいです。

(2) 国有林野の管理経営の現況・評価

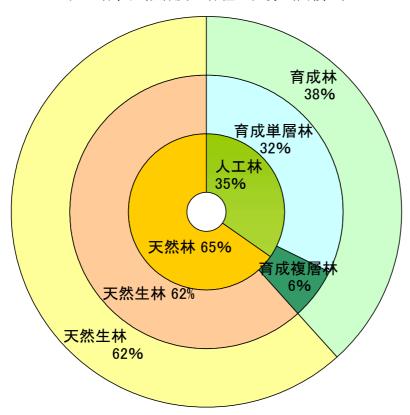
ア 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況 (平成 22 年 3 月 31 日時点) は、人工林を中心とする育成林が 1 5 千 h a (育成単層林* 1 2 千 h a、育成複層林* 2 千 h a)、天然生林*が 2 4 千 h a となっている。(図-1 -1、図-1 -2 参照)

主な樹種別の材積をみると針葉樹ではスギ1,462千㎡、 ヒノキ778千㎡、広葉樹ではブナ542千㎡、ミズナラ336千㎡、その他広葉樹が2,052千㎡となっている。(図 -2参照)

人工林について見ると、齢級構成では図-3のとおりであり、1齢級から4齢級の若齢林分が1割、間伐適期である5齢級から8齢級が4割、9齢級以上の高齢林分は5割となっている。

図-1-1 人工林、天然林及び林種の区分(面積比)



*【育成単層林】

森林を構成する林木 の一定のまとまりを一度 に全部伐採し、人為(植 裁、更新補助(天然を 更新のための地表かきさし、刈り払い等)、間 こし、刈り払い等)により 等の保育作業)により単 一の樹冠層を構成する森 林として成立させ維持す る施業(育成単層林施業) が行われている森林。

*【育成複層林】

森林を構成する林木 を択伐等により部分的に 伐採し、人為により複数 の樹冠層を構成する森林 (施業との関係上一時的 に単層となる森林を含 む。)として成立させ維 持する施業(育成複層林 施業)が行われている森 林。

*【天然生林】

主として天然力を活 用することにより森林を 成立させ維持する施業 (天然生林施業)が行わ れている森林。

図-1-2 人工林、天然林の分布状況

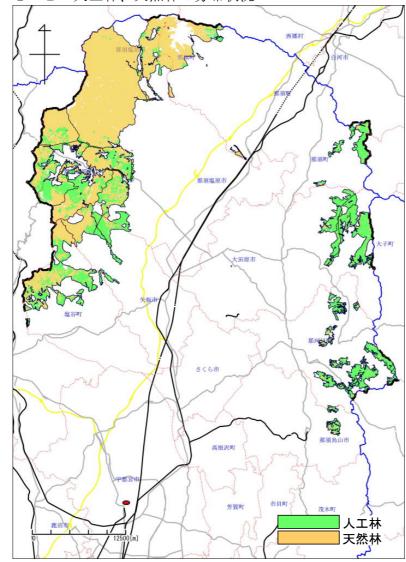


図-2 主な樹種構成(材積比)

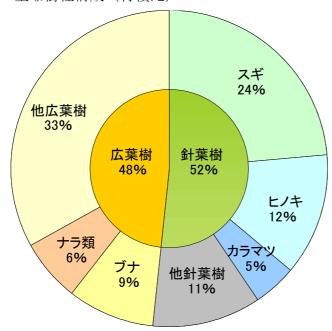
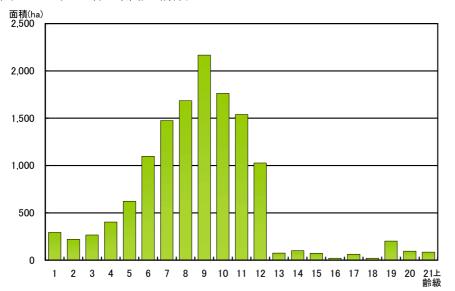


図-3 人工林の齢級*構成



イ 主要施策に関する評価

前計画の平成18年度~平成22年度における当計画区での主な計画と実施結果は次のとおりとなっている。(平成22年度は、実行予定を計上した。)

① 伐採量

間伐*は、地球温暖化防止対策に資する森林整備の推進を 図るため積極的に実行し、計画よりも材積、面積ともに上回 る結果となった。

また、主伐*は、地域における木材の安定供給を図るため、 育成単層林の皆伐を主に計画したが、分収林の契約期間延長 もあり、計画量を下回る結果となった。

(単位:材積m³)

	前 計	- 画	実	績
	主 伐	間伐	主 伐	間伐
伐採量	171,823	251,285	141,785	277,638
		(2,739ha)		(3,030ha)

注) ()は間伐面積である。

② 更新量

皆伐箇所の新植による確実な更新*を図るとともに、天然力を活用したぼう芽更新、天然下種2類更新を計画したが、分収林の契約期間延長に伴い、人工造林、天然更新ともに計画量を下回る結果となった。

(単位:ha)

	前 計	- 画	実	績
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新	386	75	295	16

*【齢級】

林齢 (樹木の年齢) を5年の幅にくくったも の。

1 齢級は、 $1 \sim 5$ 年、 2 齢級は、 $6 \sim 10$ 年、 10 齢級は、 $46 \sim 50$ 年 などとなります。

*【間伐】

森林の育成過程で密度が高い林の木を間引き、残した木の成長や 形質の向上、森林の機能の維持増進を図る伐採のことです。

*【主伐】

※【更新】

主伐に伴って生じる ものであり、植栽によ る人工造林、天然力を 活用し種や根株からの 芽生えにより森林を育 成する天然更新があり ます。

③ 保護林・緑の回廊*

すべての保護林について、現状を把握するためモニタリング*調査を実施した。その結果、大名沢天然ヒノキ植物群落保護林では、ニホンジカによる食害が散見され、今後、ニホンジカ食害等を継続的にモニタリングする必要がある。

また、那須街道アカマツ林木遺伝資源保存林では、松くい 虫防除対策として伐倒駆除や薬剤散布(樹幹注入)を継続実 施し、その保護を図っている。その他の保護林については、 自然の推移にゆだね管理してきている。

(単位:面積 ha)

保護林の種類	前計画	画期首	前計	画期末
	箇所数	面積	箇所数	面積
林木遺伝資源保存林	1	42	1	42
植物群落保護林	4	8,868	4	8,868
計	5	8,909	5	8,909

注) 四捨五入の関係で計が一致しない。

緑の回廊については、引き続き現状維持できるよう管理することを基本としつつ、人工林については間伐等を実行した。 また、平成21年度に区域を拡張し、名称も変更したところである。

(単位:延長km、面積ha)

			· 1 1—	_			, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
緑の回廊の名称	前	前計画期首			育	分計	画期	末
	延	長	面	積	延	長	面	積
日光・那須塩原緑の回廊			9,0	632		1		-
日光・吾妻山地緑の回廊		-		- 0		26	18	,586
計			9,0	632		26	18	,586

注) 日光・那須塩原緑の回廊の延長は「42km」としていたが、誤謬と考えられるため記載しなかった。

④ レクリエーションの森*

自然観察教育林、風景林、風致探勝林、自然休養林については、駐車場や遊歩道、キャンプ場や園地等が整備され、春の新緑、秋の紅葉時期を中心に登山者や家族連れで賑わい、夏は小・中学生のキャンプや林間学校等に利用されている。

森林スポーツ林や野外スポーツ地域については、公園や広場、キャンプ場、スキー場等として施設の整備が整っており、森林スポーツや憩いの場として四季を通じて多くの人々に利用され、地域全体では年間約500万人が訪れている。

【保護林】

P20 以降具体的に説明

**【緑の回廊】

P21 以降具体的に説明

【モニタリング】

あるものの実態・状態を継続的に観測・観察することです。

*【レクリエーションの森】

優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」に設定し、国民の皆さんに提供しています。

(単位	· ·	面積	ha)
(11	<i>L</i> •	山川石具	ma)

種類	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面積	箇所数	面積
自然観察教育林	6	872	6	872
森林スポーツ林	1	22	1	22
野外スポーツ地域	6	776	6	776
風景林	7	1,444	7	1,442
風致探勝林	1	28	1	28
自然休養林	2	1,772	2	1,772
その他レクの森施設敷	7	7	7	7
計	30	4,921	30	4,921

注) 四捨五入の関係で計が一致しない。

(3) 今後の管理経営の考え方(持続可能な森林経営の実施方向)

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代や将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分*や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオールプロセス**に属しており、この中で国全体として客観的に評価するため7基準(54 指標)が示されている。当計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる対策及び森林の取扱い方針を整理すると次のとおりとなる。

ア 生物多様性の保全**

(取組内容)

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、間伐の推進等により森林の健全性を確保するとともに、 貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護 するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

また、人工林の針広混交林化、広葉樹林化、野生生物の生息地や渓流環境の保全・復元など生物多様性を維持・向上させるため、赤谷プロジェクトの取組(利根上流森林計画区(群馬県)の第4次地域管理経営計画別冊「赤谷の森管理経営計画書」を参考)を先進事例として取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 人工林の群状・帯状択伐による針広混交林化
- 保護林及び緑の回廊の保全
- ・ 希少猛禽類(クマタカ)生息域の森林における狩り場の 創出等森林施業の配慮、継続モニタリング等

**【機能類型区分】 P10 以降具体的に説明

**【モントリオールプロセス】 欧州以外の温帯林を 対象に森林経営の持続 可能性を把握・分析・ 評価するための「基準 ・指標」の策定・適用 に向けた国際的な取組 です。

*【生物多様性】

・ 希少猛禽類 (オオタカ) 生息域でのマツクイムシ防除対 策に係る薬剤散布の実施上の配慮。また、地域の自然保護 団体と連携して保護活動を実施。

イ 森林生態系*の生産力の維持

(取組内容)

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 一定林齢に達した人工林の積極的な間伐を推進
- ・ 主伐後の的確な植栽又は天然力を活用した更新
- ・ 計画的な伐採
- ・ 森林の管理、効率的な木材生産を可能とする路網の整備

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

(取組内容)

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林 病害虫や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受け た森林の回復を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 山火事を防止するための巡視
- 那須街道アカマツ林など地域に密着した親しみのあるマ ツ林保全のため、マツクイムシ防除対策の継続実施
- ・ 高原、塩原地区等における、ツキノワグマ、ニホンジカ による食害や剥皮に対し地域と連携した被害対策

エ 土壌及び水資源の保全と維持等

(取組内容)

降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源のかん養*のため、山地災害により被害を受けた森林の整備・復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地状態となる機会の縮小、尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 伐期の長期化により通常伐期と比べて皆伐による裸地状 熊が減少
- ・ 沢沿い、急斜地等における皆伐の回避
- 伐採跡地の確実な更新

*【森林生態系】

*【水源かん養機能】

森林の樹木及び地表植生によって形成された落葉、落枝、林地土壌の作用によって、山地の降雨を地下に浸透させ、降雨直後の地表流下量を減少させる機能です。

豪雨時、融雪時等の 増水時に流量ピークを 下げる洪水調節機能と、 渇水時の流量を平常の 状態に近づけさせる渇 水緩和機能とによって、 洪水の防止及び水資源 の確保に寄与します。

- ・ 下層植生の発達を促すための抜き伐りを推進
- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧 対策の実施

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

(取組内容)

二酸化炭素の吸収源、貯蔵庫となる森林を確保するため、 森林の蓄積を維持・向上させるとともに木材利用を推進す る。

関連する主な対策は次のとおり。

- 造林、間伐等の森林整備の推進
- 木材利用の推進
- システム販売等による計画的な木材の供給

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の 維持及び増進

(取組内容)

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面 的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、 環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールド の提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。 関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- 森林づくり活動へのフィールド提供
- レクリエーションの森の提供と利用促進
- 木材の計画的な生産

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経 済的枠組

(取組内容)

ア〜カに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な対策は次のとおり。

- 地域管理経営計画等の策定
- ・ 「国有林モニター」**の設置や計画策定に当たっての地域住民等からの意見聴取
- ・ 関東森林管理局の HP *等の充実による情報発信
- ・ 保護林、緑の回廊のモニタリングや森林調査の着実な実施

*【国有林モニター】

** 【ホームペーシ`アト`レス】
http://www.rinya.
maff.go.jp/kanto/

(4) 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、 木材の安定的な供給等地域から求められる国有林野への期待に 応えていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ 対応していくことを目標とする。

	1
視点	主 な 取 組 目 標
安全・安心	【流域保全】 平成 10 年に発生した集中豪雨により甚大な被害をもたらしたことから、下流域の災害防止や荒廃した 渓流等について、塩原地区を中心に 33 箇所の渓間エ・山腹工を計画。 【水土保全機能の維持】 水土保全株約 22,300ha のうち約 1,900ha で森林整備(間伐)を計画。
共 生	【生活環境保全】 県道那須高原線(通称:那須街道)の両側に接するアカマツ林など地域住民の憩いの場となっている森林について、松くい虫被害対策、藪化の進行を抑えるための森林整備を計画。 【ふれあい】 学校等と連携した森林環境教育を推進 【貴重な森林の保全・整備】 緑の回廊内で林相改良のため約 500ha の森林整備(間伐)を計画。
循環	【木材の供給】 分収林の主伐、積極的な間伐による木材の供給を 計画。 【森林資源の適切な整備】 効果的、効率的な森林整備を行うため 21km の路 網の整備を計画。
地球温暖化 防 止	育成林約 15,000ha のうち約 2,300ha の間伐を実施、 天然生林*約 25,500ha のうち 96%にあたる 24,600ha を保安林として保全。

*【本項に係る天然生林】 左記の天然生林は、P2 で説明した天然生林に加 え岩石地や草生地など、 林地として集計しない区 分の土地を含めたものと しています。

2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

(1)機能類型毎の管理経営の方向

当計画区の特色を活かし、森林に対する国民の要請が、国土保全や水源のかん養に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森づくり等の面で多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくため、国有林の地域別の森林計画と整合に留意し、国有林野を国土の保全や水源のかん養を重視する「水土保全林」、豊かな生態系の維持・保存や保健・文化・教育的な利用を重視する「森林と人との共生林」及び木材の安定的、効率的な供給を重視する「資源の循環利用林」の3つに区分し、次のような管理経営を行うこととする。

なお、森林性猛禽類*の生息には、餌動物の生息環境を含め、 採餌・営巣環境が大きく影響することから、全ての機能類型に おいて、関係者の協力を得るなどによりイヌワシ、クマタカ、 オオタカ等希少猛禽類の生息地等の具体的な情報を収集すると ともに、有識者等との情報交換等を緊密に行い、森林性猛禽類 の生息環境の保全に取り組むこととする。

特に、希少野生生物の生息、生育が確認されている地域で森林施業等を予定する場合、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等に関する検討委員会」において、施業等を行う場合の留意点又は施業等を取り止めること等について専門家の立場からの意見を聴取し、その意見を踏まえて対応することとする。

ア 水土保全林における管理経営に関する事項

水土保全林においては、山地災害による人命・施設の被害の防備、気象害*による環境の悪化の防備又は国民生活に必要な良質で安定した量の水の供給に係る機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林施業等の推進に努め、必要に応じて施設の整備を図る。

水土保全林については、次のとおり国土保全タイプと水源 かん養タイプの2つに分けて取り扱うこととする。

また、前計画では水土保全林 22,094ha(国土保全タイプ 3,605ha、水源かん養タイプ 18,489ha)としていたが、本計画では下表のとおりとしている。これは、国土交通省へ国道用地として所管換したものがある一方、森林と人との共生林に区分していたレクリエーションの森及び資源の循環利用林に

*【猛禽類】

肉食性のタカ目、フ クロウ目の野鳥。

猛禽類は生態系の食物連鎖の頂点に位置する肉食鳥類であり、もともと個体数が少ないが、開発や環境汚染などで繁殖率が低下しています。

食物連鎖の頂点に位置する猛禽類の生息環境を保全することは、 森林全体の生物多様性 を保全することにつながります。

*【気象害】

風、潮、霧など気象要素によって発生する被害です。

区分していた分収林の契約期間が満了した箇所について、森 林の有する機能を再評価した結果、水土保全林(水源かん養 タイプ)に見直したものである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示す とおりである。

① 国土保全タイプ

国土保全タイプについては、保全対象や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林若しくは、樹高が高く遮へい能力が高い森林等に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

② 水源かん養タイプ

水源かん養タイプについては、流域の特性や当該森林の現 況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、多様な 樹冠層*で構成される森林等に誘導し又はこれを維持するた めに必要な管理経営を行うものとし、これらを維持できる範 囲内で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

水土保全林の面積

区	分	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
面	積	3,605	18,697	22,302

イ 森林と人との共生林における管理経営に関する事項

森林と人との共生林においては、貴重な生態系の維持又は 国民と森林とのふれあいの場としての利用等に係る機能を重 点的に発揮させるべき国有林野について、それぞれの重視す べき機能の維持増進を図るため、保護林の保全・管理に努め るほか、景観、風致等に優れた森林の維持・造成に努め、必 要に応じて施設の整備を図る。

森林と人との共生林については、次のとおり自然維持タイプと森林空間利用タイプの2つに分けて取り扱うこととする。

また、前計画では森林と人との共生林 16,956ha (自然維持 タイプ 10,465ha、森林空間利用タイプ 6,491ha) としていたが、本計画では下表のとおりとしている。これは、国土交通省へ国道用地として所管換したものがある一方、レクリエーションの森として区分していた森林を水土保全林(水源かん養タイプ)に見直したものである。

*【樹冠】

(単位:ha)

樹冠とは、樹木の上部、枝や葉の集まった部分。一般に、針葉樹は円錐形、広葉樹は球形やほうき形になりますが、周囲の影響によって変わります。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示す とおりである。

① 自然維持タイプ

自然維持タイプについては、自然の推移にゆだねることを 原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植 物の生息・生育に資するために必要な管理経営を行うものと する。

なお、貴重な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、保護林に設定する。また、現状の登山道については、周辺の植生に影響を及ぼさないよう適切な維持・管理及び利用を促進する。

② 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプについては、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を進める。

なお、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森 林整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野につ いては、「レクリエーションの森」として選定する。

森林と人との共生林

(単位:ha)

\.	>	自然維持タイプ		森林空	間利用タイプ	⇒T	
	分		うち、	保護林		うち、レクリエ ーションの森	計
面	積	10,465		8,909	6,467	4,890	16,932

ウ 資源の循環利用林における管理経営に関する事項

資源の循環利用林については、林業等の生産活動の場の提供に係る機能を発揮させるべき国有林野について、森林の健全性を維持し、公益的機能の発揮に留意しつつ、環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産、多様化する木材需要に応じた林木の育成に努め、木材資源の充実等を図る。

また、前計画では資源の循環利用林 2,204ha としていたが、本計画では下表のとおりとしている。これは、資源の循環利用林に区分していた分収林の契約期間が満了した箇所について、森林の有する機能を再評価した結果、水土保全林(水源かん養タイプ)に見直したものである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示す とおりである。

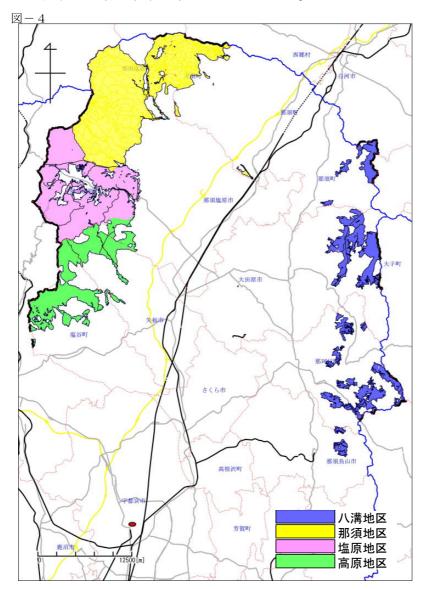
資源の循環利用林の面積

(単位:ha)

区	分	林業生産活動の対象	その他産業活動の対象	計
面	積	1,872	143	2,015

(2) 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、図-4のとおり東部の八溝地区、西部の那須地区、塩原地区及び高原地区の4地区に大別され、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。



ア 八溝地区 (1林班~40林班)

本地区は、東部の八溝山地西面に位置し、茨城県、福島県に接している。余笹川や武茂川が支流を集め、那珂川中流へ流入

している。

八溝山地は、標高約 100 m~ 750 mと低山帯が連続し、細かい起伏の多い地形である。地質は、中古生層が大部分を占め、スギ、ヒノキを主とする優良人工林が多く、人工林率は約 90 %と高い。

当地区は、栃木県、森林組合及び製材業者など地域が一体となって「とちぎ八溝材」のブランド化を進めており、木材の安定供給、消費動向に応じた弾力的な造林、販売などに積極的に取り組んでおり、木材生産を行うことが期待されている。

このようにスギ、ヒノキを主とした人工林が多いが、下流集落等の重要な水源となっていることから、主に水土保全林(水源かん養タイプ)区分し、水源かん養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

イ 那須地区 (101, 121, 126, 127, 129~181, 183~204林班)

本地区は、那須火山群の茶臼岳を主峰として、2,000 m級の諸峰がそびえ、その西側に、男鹿岳、日留賀岳が連なり、北部は福島県との県境に接し、西部は鬼怒川森林計画区に接している。標高 1,500 m以上は、コメツガ、オオシラビソ、ダケカンバ等の亜高山帯林となっており、茶臼岳西面や三本槍岳などの山頂は、ハイマツ等の高山植物が分布している。また、1,000~1,500 mは、ブナ、ミズナラを主とした広葉樹林となっており、沢沿いには、サワグルミ、トチノキ等が出現し、1,000 m以下では、アカマツ、クリ、コナラ等の天然林が主体で人工林は少ない。

当地区のほぼ中央には農業、上水道及び揚水発電所の下池を 目的に建設された深山ダム(深山湖)があり、地域一帯への引 き水、那須塩原市への上水道供給及び電力供給など重要な役割 を果たしている。

- ① 深山湖東部の茶臼岳周辺は、自然休養林、自然観察教育林、 野外スポーツ地域、風景林を設定しており保健休養の場とし て提供していることから、主に森林と人との共生林(森林空 間利用タイプ)に区分し、森林の保健文化機能の発揮を重視 した管理経営を行うこととする。
- ② 深山湖南西部の大佐飛山の北東面は、「大佐飛山地植物群落保護林」に指定しているほか、国指定の「大佐飛山自然環境保全地域」でもある。また、大佐飛山から日留賀岳にかけては、「日光国立公園」に指定されていることから、主に森林と人との共生林(自然維持タイプ)に区分することとし、自然環境の保全を重視した管理経営を行うこととする。

- ③ 深山湖西部は、下流域の重要な水源地となっていることから、主に水土保全林(水源かん養タイプ)に区分し、水源かん養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。
- ④ 深山湖東部及び南部の一部については、地形、地質等の条件から、主に水土保全林(国土保全タイプ)に区分し、山地 災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。
- ⑤ 那須街道アカマツ林木遺伝資源保存林は、地域のいこいの場であることから、森林と人との共生林(自然維持タイプ)に区分し、自然環境の維持・保全を重視した管理経営を行うこととする。

ウ 塩原地区 (367~454林班)

本地区は、那珂川の支流である箒川の中上流域の日留賀岳の南面から釈迦ヶ岳の北面の標高 400 ~ 1,800 mに位置し、ヒノキ、カラマツを主とする人工林であり、山頂部周辺は、コメツガ、モミ、イヌブナ、ダケカンバ等の天然林となっている。

また、塩原温泉群の周辺に位置する箒川、鹿ノ股沢等の渓谷は、「連珠の滝」に代表される多くの滝があり、自然景観に優れていることから、自然観察教育林、風景林が設定されている。

さらに、スキー場、キャンプ場が設置され、自然観察・探勝、ハイキング、スキー等の森林レクリエーションに利用されていることから、森林と人との共生林(森林空間利用タイプ)に区分し、森林の保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

一方、塩原ダムの上流部は、地域の重要な水源となっている ことから、水土保全林(水源かん養タイプ)に区分し、水源か ん養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

エ 高原地区 (305~339、342~366林班)

本地区は、那珂川の支流である荒川上流域に位置し、高原火山群を構成する釈迦ヶ岳の東面~南面に広がる標高 300 ~ 1,800 mの緩やかな地形が多く、スギ、ヒノキ等の優良な人工林地帯として知られる。

当地区は、スギ、ヒノキを主とした人工林が多いが、下流域の重要な水源となっていることから、主に水土保全林(水源かん養タイプ)に区分し、水源かん養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、水源の森百選にも選ばれている「尚仁沢湧水」の水源 地の森林は、太平洋側における原生的なブナ、イヌブナの生育 地として極めて貴重な森林であることから「尚仁沢ブナ・イヌ ブナ等植物群落保護林」に設定しているほか、その区域の一部 は、国指定の天然記念物にも指定されている。このため、森林 と人との共生林(自然維持タイプ)に区分し、自然環境の維持 ・保全を重視した管理経営を行うこととする。

釈迦ヶ岳の東面に広がる八方ヶ原は、レンゲツツジの群生地をはじめ、優れた自然環境を背景に「八方自然休養林」に設定していることから、主に森林と人との共生林(森林空間利用タイプ)に区分し、森林の保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

3 流域管理システム*の推進に必要な事項

原林業地域」を包括した、栃木県を代表する林業地域である。 このような中で、国有林野の管理経営に当たっては、流域を 単位として民有林・国有林関係者が連携して森林の整備等を行 う流域管理システムの下で、流域の課題やニーズの的確な把握、 林業事業体の育成、下流域との連携等について取り組んでいく ことが必要である。

当流域は、栃木県の北東部に位置し、「八溝林業地域」と「高

また、これまで国有林は、木材の安定供給、低コスト施業、利用間伐の推進、体験林業、森林教室の開催等に取り組んできたところであるが、今後さらに、流域管理システムの推進に向けて、引き続き国有林野事業流域管理推進アクションプログラムの実施等により先導的・積極的に取り組むこととする。

(1)流域ニーズの的確な把握

県、市町、那珂川流域林業活性化センター、林業関係機関等との連携を深め、流域における課題や要請を的確に把握するとともに、地域材の安定供給、間伐材の需要拡大、森林施業の効率化・低コスト化等を推進しつつ、国有林野事業の情報を積極的に発信し、流域の特色ある事業運営の推進に取り組むこととする。

(2) 国有林野の情報、技術及びフィールドの提供等

「施業指標林」、「広葉樹間伐展示林」等の展示により、国 有林野における管理経営や技術について現地を通じて国民にわ かりやすく提示するとともに、ホームページに掲載し情報提供 する。

また、体験活動等を希望する一般市民、各種団体等には、フィールドを提供し体験林業、ボランティア活動等を通じて、技術援助や森林・林業に関する情報提供等、国有林のPRに努め

*【流域管理システム】

日本の森林は流域を 単位として158に区分さ れており、それぞれの流 域において民有林、国有 林が連携して、森林の整 備、森林作りや林業、木 材産業の振興を図ること を目的として「森林の流 域管理システム」が進め られています。 ることとする。

(3) 民有林・国有林一体となった取組

間伐の促進及び効率的な森林整備を図るため、民有林・国有 林関係者が連携し林地残材の利用促進に努めることとする。

特に、間伐の推進については、森林の二酸化炭素吸収源対策の観点からも急務となっているため、引き続き治山工事、林道工事への間伐材利用を積極的に進めるとともに、地方自治体及び地域住民等に間伐材利用のPRに努めることとする。

(4) 下流域との連携

「遊々の森」等において、教育機関と連携して小学生等に森林教室、体験活動の開催など、森林とのふれあいの場を提供し、森林の働き、林業の役割等の情報を広く国民にわかりやすく提供することとする。

また、那珂川流域林業活性化センター等の民有林関係機関と 連携を図り、森林環境教育の推進、森林の有する多面的機能の PRに努めることとする。

4 主要事業の実施に関する事項

本計画期間における伐採、更新、林道の計画量は次のとおりである。

事業の実施に当たっては、労働災害の防止に努めるとともに、 地域の実情等を踏まえ民間事業体等に委託していくこととして おり、計画的な事業の実施等により林業事業体の育成・強化に 資するよう努めることとする。

また、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然 環境の保全等に十分配慮することとする。

(1) 伐採総量*

(単位: m³)

区	分	主	伐	間	伐	計
計			121,406		213,353 (2,347)	352,959 《18,200》

- 注) 1 間伐欄の()は、間伐面積(ha)
 - 2 計欄の《》は、臨時伐採量*(m³)で内書き
 - 3 計は、主伐、間伐及び臨時伐採量の合計

(2) 更新総量

(単位:ha)

区	分	人工造林	天然更新	計
計	+	298	9	307

(3) 保育総量

(単位:ha)

区分	下刈	つる切	除	伐
計	1,891	242		503

(4) 林道*の開設及び改良の総量

区公		厚	帮 設		改良
	ガ	路線数	延長量(m)	路線数	延長量(m)
	+	4	6,850	65	15,390

注) 開設及び改良には作業道*を含む。

*【伐採総量】

国有林の地域別の森林計画に定める 10 年分の伐採立木材積 と調和が保たれるように、5年分について計上します。

【臨時伐採量】

*【林道】

木材を主とする林 産物の搬出、林業経 営に必要な資材の運 搬、森林の保護管理、 巡視等に使用する森 林内を通る道路です。

*【作業道】

林道を補完し、間 伐を始めとする森林 施業に使用する道路 です。

Ⅱ 国有林野の維持及び保存に関する事項

1 巡視に関する事項

(1) 山火事防止等の森林保全管理

当計画区は、早春から新緑期にかけて林内が乾燥し、山火事発生の危険が増大する。また、過去に大規模の火災を経験しており、地元住民等においても山火事防止の関心が高い。

さらに、近年、廃棄物の不法投棄が行われているため、早期 発見や未然防止が必要である。

このため、国民共通の財産である豊かな自然環境を保全管理 すべく、国有林野保護監視員、市町村、地元消防団及び地元住 民等と連携を密にして、森林保全巡視を強化し、山火事の防止、 廃棄物等の不法投棄の防止、貴重な動植物の保護等、森林の保 全管理に努めることとする。

(2) 境界の保全管理

当計画区の国有林野の境界は、丘陵部から中山間部を経て、 山岳地帯に至る地域に位置し、急峻な火山地形を伴い、降雪等 の影響もあり境界標識が亡失するおそれがある。このため、今 後とも、境界の保全管理を適切に実施することとする。

(3) 入林マナーの普及・啓発

当計画区は、山岳、渓谷、豊かな森林等優れた自然景観に恵まれており、近年の登山、トレッキングや森林との積極的なふれあい志向を背景に、入山者は増加傾向にあるが、それに伴いゴミの投げ捨てや踏み荒らし等が大きな問題となっている。このため、国有林野保護監視員や地元自治体、観光協会、登山愛好者等のボランティア団体等と連携を図り、森林に入る場合のマナーの啓発・普及に努めることとする。

2 森林病害虫の駆除又はそのまん延防止に関する事項

近年、松くい虫被害は減少傾向にあるものの、毎年 230 ㎡程度の被害が発生している。

このため、松くい虫被害対策は、民有林との連携を図りつつ、 薬剤散布等の防除措置を講ずるとともに、被害木は伐倒駆除等 により処理することとする。特に、那須街道沿いの松林は地元 の人々から親しまれており、景観上重要な松林となっているた め重点的に被害防止に努める。

ただし、近隣の住宅地等を考慮し、薬剤の地上散布は必要最小限にとどめることとする。

3 特に維持及び保存を図るべき森林に関する事項

(1) 保護林

保護林は、動植物の生息又は生育状況、地域の要請等を勘案して、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野を選定することとしており、当計画区では、5箇所、8,909haを保護林に設定している。

保護林については、評価基準を設け統一した調査項目を設定し、モニタリング調査を実施しているところである。今後は、調査結果の蓄積及び分析を行い、必ずしも自然の推移に委ねるだけでなく、必要に応じて人為を加え、保護林本来の設定目的に沿った森林として維持・管理することとする。なお、人為を加える場合は、学識経験者や専門家の意見を聴いて行うこととする。

保護林の取扱いについては、前述の森林と人との共生林の自然維持タイプによるほか、保護林の種類別に次によることを基本とする。なお、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為、その他法令等の規定に基づいて行うべき行為はこれにかかわらず行うことができるものとする。

また、入林者の影響等による植生の荒廃の防止等の措置が必要な箇所については、標識の設置、歩道の整備等に努め、立入を可能とする区域においては学習の場等として国民が利用できるよう努める。

種類	箇 所 数	面 積 (ha)
林木遺伝資源保存林	1	42
植物群落保護林	4	8,868
計	5	8,909

注) 四捨五入の関係で計が一致しない。

ア 林木遺伝資源保存林

主として林木の遺伝資源を森林生態系内に広範に保存する。

- ① 原則として伐採は行わない。ただし、保存対象樹種の恒久 的な存続を図るために必要な場合に限り、枯損木又は被害木 の除去を中心とした弱度の択伐を行うことができるものとす る。
- ② 更新は、原則として天然更新によるものとし、保存対象樹種の特性を勘案し、必要最小限の更新補助作業を行う。なお、

植え込み等を行う場合は、保存対象樹種と同一の遺伝形質を 有するものを使用する。

イ 植物群落保護林

我が国又は地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究に資する。

- ① 原則として伐採を行わないものとするが、遷移の途中相に ある植物群落の維持のために必要な場合等その保護対象の維 持に必要な場合は、下刈、つる切、除伐等の保育を行う。
- ② 伐採及び搬出に当たっては、保護の対象とする植物を損傷しないよう、特に留意する。
- ③ 保護の対象とする植物群落が衰退しつつある場合であって、更新補助作業又は保育を行うことが当該植物群落の保護に必要かつ効果的であると認められるときは、まき付け、植え込み、刈り出し、除伐等を行う。

(2) 緑の回廊

緑の回廊は、野生動植物の移動経路を確保し、生息・生育地の拡大と相互交流を促すことが適当な国有林野において、既存の保護林をそれぞれ連結し、より広範囲な森林の連続性の確保と生物多様性の維持・向上を推進することとしている。

ア 日光・吾妻山地緑の回廊*

当計画区には、クマタカ、オオタカ等の希少猛禽類やツキノワグマをはじめとするほ乳類等多種類の野生動物が生息し、立地条件に応じた多種多様な植物群落が生育しており、隣接する日光地域及び福島県の吾妻山地、会津地域を連結する重要な地域であることから、「日光・吾妻山地緑の回廊*」を設定し、森林生態系の一層の保護・保全を図ることとする。本回廊は、日本海側と太平洋側の移行地帯に位置し、多様な植物群落の連続性を図るとともに、野生動物の移動等に適した低標高の里山に近い地域も含め、さらに希少猛禽類にも

また、本回廊の森林の取扱いについては、野生動植物の生息・生育、移動や休息、採餌等の緑の回廊としての機能の発揮を図ることとし、本計画に定めるもののほか、「日光・吾妻山地緑の回廊」設定方針に基づくものとする。

着目し、その生息域を重視することとする。

なお、緑の回廊においては、看板の設置、森林環境教育の

**【日光・吾妻山地緑の 回廊】

栃木県の鬼怒川、那珂 川森林計画区と合わせた 総延長は約 180km にな ります。 場としての活用を図る等、緑の回廊に対する国民の理解を深めるための取組を推進するとともに、モニタリング調査を実施し、緑の回廊の維持管理に適切に反映させることとする。

名 称	延 長 (km)	面 積 (ha)
日光・吾妻山地緑の回廊	26	18,586
計	26	18,586

イ 緑の回廊の維持・整備に関する事項

① 伐採に関する事項

緑の回廊において伐採を行う場合には、次の各号に基づき 実施するものとする。

- (ア)森林生態系への影響を最小限にするため、伐採を行う場合は、原則として、択伐、漸伐又は複層伐とすることとし、皆伐を行う場合は、伐区を小規模かつ分散させるとともに 伐期の長期化に努める。
- (イ) 伐採箇所の選定に当たっては、野生動植物の生息・生育 地営巣木や採餌木の周辺、野生動植物の移動経路等への影 響が大きい箇所は避ける。
- (ウ) 伐採の実施に当たっては、貴重な野生動物の繁殖に影響 がないよう時期に配慮する。
- (エ)森林性野生動物の保護を図るため、営巣、採餌、隠れ場として重要な樹洞等がある巨木、古木は保残するとともに、 倒木、枯損木は巡視等の森林の管理において危険等の支障がない限り保残する。
- (オ)緑の回廊内に採餌場が無い場合は、餌場を確保するため の小規模な伐採を必要に応じて実施する。

② 更新・保育に関する事項

緑の回廊において更新・保育を行う場合には、次の各号に 基づき実施するものとする。

- (ア) 画一的な更新とせず、前生樹、稚幼樹の生育・分布状況、 ぼう芽の発生状況等に留意しつつ、更新方法及び樹種を決 定するとともに、採餌木の植栽についても検討する。
- (イ)下刈や除伐は画一的に実施せず、侵入木や下層植生の保 残・育成に努める。
- (ウ) つる切に当たっては、植栽木の成長の支障とならないよう適宜行うとともに、採餌場等においては野生動物の餌となるヤマブドウ、アケビ等のつる類の保残に努める。

(エ) 更新・保育の実施に当たっては、貴重な野生動物の繁殖 に影響を及ぼさないよう時期に配慮する。

ウ 緑の回廊の管理に関する事項

① 管理に関する事項

緑の回廊における管理については、次の各号に基づき実施 するものとする。

- (ア)緑の回廊の巡視に当たっては、特に野生動植物の生息・ 生育状況及び環境の把握に努めるとともに、一般の入林者 に対する普及啓発に努める。
- (イ)緑の回廊に設定した林分に対する林地開発については、 緑の回廊の設定の趣旨に鑑み、慎重に対応する。
- (ウ)緑の回廊の設定後、公用、公共用への活用要望等があり、 設定の変更等の調整を行う必要がある場合には、設定の趣 旨及び公益性を踏まえつつ、慎重に対応する。
- (エ) 野生動植物の生息・生育に悪影響を及ぼさないよう配慮 した上で、緑の回廊に対する国民の理解を深めるための看 板の設置等を積極的に推進するとともに、地元の要望があ る場合等必要に応じて森林環境教育の場として活用する。

② 施設の整備に関する事項

- (ア)緑の回廊における施設の整備については、次の各号に基づき実施するものとする。
 - ・観察施設や巡視拠点の建設等に当たっては、野生動植物の 生息・生育地、営巣木や採餌木の周辺、野生動植物の移動 経路等への影響が大きい箇所は避ける。また、その維持管 理を適切に実施する。
 - ・路網及び歩道については、側溝を作設する場合には L 字型の側溝を採用する等野生動物の移動に悪影響を及ぼさないよう配慮し、維持管理に努める。
 - ・治山施設については、透水型の工種を採用する等、野生動植物の移動に悪影響を及ぼさないよう配慮する。また、そ の維持管理に努める。
- (イ)施設の整備に当たっては、その整備が野生動植物の生息 ・生育環境に悪影響を及ぼさないよう、必要に応じて学識 経験者等の意見を聴取するなど計画初期段階から十分に検 討し、必要最小限とする。

また、施設整備に伴い植栽を行う場合には、郷土種の植栽に努める。

4 その他必要な事項

(1) 野生生物による剥皮(樹皮剥ぎ)に関する事項

近年、那須塩原市、矢板市及び塩谷町におけるヒノキ人工林 を中心に、ツキノワグマ、ニホンジカによる剥皮が発生してい る。

このため、巡視等により樹皮剥ぎ状況の把握に努め、樹皮剥ぎによるヒノキ等の枯死が面的に広がり公益的機能の低下のおそれのある箇所等について重点に防除対策を行うこととする。

(2) オオタカ等の生息に関する事項

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年6月5日法律第75号)において指定されている森林性猛禽類の生息には、生育・営巣環境及び餌動物の生息環境が大きく影響する。

このため、クマタカ、オオタカ等大型猛禽類の生息地等の具体的な情報提供を通じて、生息地の把握に努めるとともに、学識者等との情報交換等を緊密に行っていく中で、森林性猛禽類と林業との共生に取り組むこととする。

(3) その他

希少種の保護や移入種の侵入防止の取組については、関係機関、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら行うこととする。

Ⅲ 林産物の供給に関する事項

1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区は、八溝、高原地域の優良な木材生産地を有し、古くから木材生産が盛んな地域で、八溝材、高原材といったブランド名で広く流通し、木材関連産業の発展に寄与している。

国有林も木材供給に重要な役割を果たしてきたが、現在は生 育途上の林分が多いことから、間伐材を中心とした木材の供給 に努めていくこととする。

本計画では、スギ林分で素材生産が可能な林分については、 木材の需要動向に応えた生産に努めるとともに、引き続き国有 林材の安定供給システム販売の推進や間伐材の需要拡大を図る こととし、その計画的な供給に努めることとする。

なお、国有林材の安定供給システム販売は、一定の要件を満たす工場及び素材生産業者等と国有林材の販売に関する相互協定を締結し、その協定に基づき計画的、安定的に供給することにより、地域における中核的な素材生産・素材流通・製材の担い手を育成し、国有林材の需要、販路の拡大を図ることを目的とする。

2 その他必要な事項

国有林野事業で実施する治山、林道工事において間伐材の利用を積極的に推進する。

また、地方公共団体等関係機関との間で間伐材等の木材需給についての情報交換を進めることを通じ、河川、砂防工事、その他の公共事業等多様な分野への間伐材の利用促進を図ることとする。

IV 国有林野の活用に関する事項

1 国有林野の活用の推進方針

当計画区は、優れた山岳景観と温泉等の豊富な観光資源に恵まれているとともに、東北新幹線、東北自動車道等の高速交通網による首都圏からのアクセスの利便性から、スキー、ゴルフ、登山など森林を利用したレクリエーション施設の整備が進み、保健休養の場として多くの人々に利用されている。

このようなことから、スキー場等の野外スポーツに適した地域においては、今後とも民間事業体等の能力を活用しつつ、各種レクリエーション施設の整備充実を推進する。また、当計画区内の自然休養林、自然観察教育林等の地域においては、森林の機能に着目した多様なレクリエーションを楽しむ場を提供するための、森林空間を整備することとする。この場合、体の不自由な方や高齢者などが気軽に利用できるような施設整備にも配慮するものとし、地方公共団体等と連携して、具体的な推進等について検討することとする。

さらに、自然休養林については、国民が気軽に森林や自然と ふれあう拠点として地方公共団体等と連携し、自然環境や安全 性に配慮した施設の整備、森林景観整備等に努め、森林につい ては景観に配慮した施業等を実施する。

また、看板類の整備等各種情報手段の活用を通して、四季折々の見所等の情報提供に努めることとする。

なお、国有林野の活用に当たっては、国土の保全、自然環境 の保全等公益的機能との調和を図ることとする。

2 国有林野の活用の具体的手法

主な活用の目的とその手法は以下のとおりである。

- (1)建物、水路等-売払い等
- (2) きのこ、山菜等の産物採取-共用林野*契約等
- (3) 国民参加の森(法人の森)、森林環境教育の森(学校林)等 - 分収造林契約等
- (4) ダム、公園、道路、電気事業施設等公共用、地域産業の振興 一貸付、売払等
- (5) スキー場等レクリエーション利用ー使用許可等

*【共用林野】

国との契約によって 地元住民が共同して国 有林野を利用すること。 利用の形態によって、 普通共用林野、薪炭共 用林野、放牧共用林野 があります。

3 その他必要な事項

国有林野の活用に当たっては、当該地域の市町村等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等との必要な調整を図ることとする。

また、不要となった土地等の活用に向け、物件・土地売払情報 公開窓口及びインターネットによる情報の提供と需要の掘り起こ しに努めることとする。

V 国民参加による森林の整備に関する事項

1 国民参加の森林に関する事項

自主的な森林整備活動へのフィールドの提供や必要な技術援助、情報の提供などを通じ、国有林野を身近なものとして受け入れられるよう努めるものとする。

(1) 「ふれあいの森」は、那須岳西麓の那須塩原市と那須町にまたがる箇所で、「那須ふれあいの森」と親しみのある名称を付けて、ボランティア団体等が自主的な森林整備活動を実施しており、これらの活動を支援し、各種情報の提供を行うなど利便を図ることとする。

名 称	面積(ha)	位置(林小班)
那須ふれあいの森		164 い 165 い~ほ 166 い~ぬ2

(2) 「社会貢献の森」は、富士山(通称:塩原富士)東麓の那 須塩原市に設定し、森衛隊が「赤沼〜モリアオガエルとサン ショウウオの森」として赤沼周辺の人工林の間伐等の森林整 備を実施し、原生的な森林の再生を目指していることから、 引き続き提供していくこととする。

名 称	面積(ha)	位置 (林小班)
赤沼〜モリアオガエルと サンショウウオの森〜	12. 95	398 な³ 401 ちı、りı~イ²

(3) 「遊々の森」は、茶臼岳から連なる黒尾谷岳の南面に NPO 法人オオタカ保護基金が「那須野ヶ原オオタカの森」、中大 倉山の東面に NPO 法人那須高原自然学校が「那須北岳遊々 の森」として、主に、森林教室や自然観察等体験活動を行っているため、引き続き森林環境活動教育の場を提供することとする。

名 称	面積(ha)	位置 (林小班)
那須野ヶ原オオタカの森	79. 28	127 い~と
那須北岳遊々の森	106. 84	181 い、へ~り、るı、るz、わか、た~つ、うz、お、く

(4) 「多様な活動推進の森」は、「富士山・大沼自然観察教育 林」内において、那須塩原市が「大沼周辺自然再生推進計画」 として、美化活動、自然観察、森林パトロール等を実施して おり、モリアオガエルをはじめとする希少種の生息環境を保 全する活動は重要なことから、今後も活動支援を行うととも に、活動の場を提供することとする。

名 称	面積(ha)	位置(林小班)
大沼周辺自然再生推進計画		398 と~る、か1、か2、か4 れ2~ね3、な2、な5、イ 399 は9、~は12、ち1、ち2、る1 る3、る6、る7、る9~く ロ1~ハ 401 ち1、り1 403 い~に

(5) 「ボランティアの森」は、日塩もみじライン沿線にあるヒノキ林を主とした 2 h a で森衛隊が「摂政宮殿下御野立所の森」として、間伐などの森林整備活動等を実施しており、今後も活動支援を行うとともに活動の場を提供することとする。

名 称	面積(ha)	位置 (林小班)
摂政宮殿下御野立所の森	2.00	411 \(\pa_{7}, \delta_{2}, \delta_{1}\)

2 分収林に関する事項

分収林制度*を活用した森林整備への国民参加を推進することとし、特に、上下流の相互理解に基づく森林整備や企業等による社会貢献活動としての森林整備等の促進に努める。

3 その他必要な事項

(1) 森林環境教育の推進

学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者 や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ森林環境 教育の推進を図ることとする。

また、森林管理署主催による児童、生徒等を対象とした体験林業や森林教室、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、森林環境教育に対する波及効果が期待される取組に努めることとする。

さらに、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等を行うため、森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化に努めることとする。

*【分収林制度】

(2) 森林の整備・保全等への国民参加

NPO 等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとする。

VI その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

(1) 林業技術の開発

森林管理署に設定されている各種試験地等における技術開発 についても取り組むこととする。

また、民有林関係者との技術交流の一環として、林業普及指導員等との連携を深めながら林業技術の向上に取り組むこととする。

(2) 林業技術の指導・普及

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、国 有林内での活用を図るとともに、施業指標林*、各種試験地等の 展示等を通じて地域の森林・林業関係者等への普及を図ることと する。

具体的には、林業技術の普及の一環として、国有林野内で推進している簡易で壊れにくい作業路の作設方法について、地元林業関係者等と合同で現地講習会を開催するなど、積極的な普及活動に取り組んできたところであり、今後も地域の要望に応えていくこととする。

また、一般国民への森林・林業に関する知識の普及に当たっては、間伐をはじめとする森林施業の大切さをPRするわかりやすい展示林の設定及び看板の設置等を検討するとともに、可能なものについては、実施することとする。

これら林業技術の指導・普及と併せて、森林管理署等において、 木と緑に関する国民からの問い合わせに応じることとする。

2 地域の振興に関する事項

地域の振興に寄与することは、国有林野事業の重要な使命の一つであることから、そのために必要な国土の保全を図ることはもとより、国有林野内の森林の有効活用や未利用資源(森林景観を含む)の発掘及び情報提供、自治体等からの相談受付体制の充実、自治体等が推進する地域づくりへの積極的な参加等に努めつつ、森林及び森林景観の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用など国有林野の多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。

*【施業指標林】

積極的に推進すべき施 業や新たに開発された技 術を取りいれている林分 で、施業の推進や技術の 普及を図るための指標と している林分。